

## 議案第74号

### 組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

#### 【提案理由】

「人が集い、手取りが増えるまちづくり」の実現に向けた施策を進めるため、次のとおり令和8年4月1日付け機構改革を行うもの。

総合政策部を成長戦略部とし、市政全体の政策調整や新規事業の企画立案、企業やデベロッパー誘致、観光資源を積極的に活用した事業、移住・定住施策を効果的に展開し、市の成長の実現に向けて戦略的に進める。

福祉部を健康福祉部とし、保健と福祉の連携強化を図る。

こども・健康部をこども未来部とし、子育て施策の企画立案や保育園・こども園の管理運営、放課後児童クラブや小規模保育所への支援の強化を図る。

# 瀬戸内市条例第 号

## 組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸内市事務分掌条例の一部改正)

第1条 瀬戸内市事務分掌条例(平成16年瀬戸内市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総合政策部」を「成長戦略部」に、「

福祉部

こども・健康部

」を「

健康福祉部

こども未来部

」に改める。

第2条の表中「総合政策部」を「成長戦略部」に、「

(9) ダイバーシティ社会の推進に関すること。

」を「

(9) ふるさと納税に関すること。

(10) 商、工業に関すること。

(11) 企業誘致に関すること。

(12) 観光に関すること。

(13) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)

(14) 文化財の保護に関すること。

(15) スポーツ観光事業との連携及び調整に関すること。

」に、「

(5) 市税その他諸徴収金の滞納対策に関すること。

」を「

(5) 市税その他諸徴収金の滞納対策に関すること。

(6) ダイバーシティ社会の推進に関すること。

」に、「福祉部」を「健康福祉部」に、「

こども・健康部

(1) 保健衛生及び健康増進に関すること。

(2) 子ども・子育て支援に関すること。

」を「

(4) 保健衛生及び健康増進に関すること。

こども未来部

(1) 子育て支援・子ども政策に関すること。

(2) こども家庭センターに関すること。

(3) 保育園・こども園に関すること。

」に、「

(5) 商、工業に関すること。

(6) 錦海塩田跡地に関すること。

(7) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)

(8) 文化財の保護に関すること。

(9) 観光に関すること。

」を「

(5) 錦海塩田跡地に関すること。

」に改める。

(瀬戸内市自治基本条例審議会条例の一部改正)

第2条 瀬戸内市自治基本条例審議会条例(平成29年瀬戸内市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総合政策部企画振興課」を「成長戦略部」に改める。

(瀬戸内市総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 瀬戸内市総合計画審議会条例(平成17年瀬戸内市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総合政策部企画振興課」を「成長戦略部」に改める。

(瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例の一部改正)

第4条 瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例(令和7年瀬戸内市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「ダイバーシティ推進室」を「市民部」に改める。

(瀬戸内市文化財保護審議会条例の一部改正)

第5条 瀬戸内市文化財保護審議会条例(令和2年瀬戸内市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「産業建設部文化観光課」を「成長戦略部」に改める。

(瀬戸内市災害弔慰金等支給審査委員会条例の一部改正)

第6条 瀬戸内市災害弔慰金等支給審査委員会条例(令和元年瀬戸内市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉部福祉課」を「健康福祉部」に改める。

(瀬戸内市総合保健福祉計画策定委員会設置条例の一部改正)

第7条 瀬戸内市総合保健福祉計画策定委員会設置条例(平成17年瀬戸内市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 委員会の庶務は、健康福祉部及びこども未来部において処理する。

(瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会条例の一部改正)

第8条 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成25年瀬戸内市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条中「こども・健康部こども家庭課」を「こども未来部」に改める。

(瀬戸内市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第9条 瀬戸内市老人ホーム入所判定委員会条例(平成25年瀬戸内市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 市職員

同条第6号を削る。

(瀬戸内市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部改正)

第10条 瀬戸内市介護保険事業計画等策定委員会条例(平成20年瀬戸内市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉部いきいき長寿課」を「健康福祉部」に改める。

(瀬戸内市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第11条 瀬戸内市予防接種健康被害調査委員会条例(平成25年瀬戸内市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条中「こども・健康部健康づくり推進課」を「健康福祉部」に改める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市事務分掌条例(平成16年瀬戸内市条例第7号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正後
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。  総務部 総合政策部 市民部 環境部 <u>福祉部</u> <u>こども・健康部</u> 産業建設部 上下水道部  (事務分掌) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。  総務部 (1)～(11) 略 総合政策部 (1)～(8) 略 <u>(9) ダイバーシティ社会の推進に関すること。</u>	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。  総務部 成長戦略部 市民部 環境部 <u>健康福祉部</u> <u>こども未来部</u> 産業建設部 上下水道部  (事務分掌) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。  総務部 (1)～(11) 略 成長戦略部 (1)～(8) 略 <u>(9) ふるさと納税に関すること。</u> <u>(10) 商、工業に関すること。</u> <u>(11) 企業誘致に関すること。</u>

## 市民部

- (1)～(4) 略
- (5) 市税その他諸徴収金の滞納対策に関すること。

## 環境部

- (1)～(5) 略

## 福祉部

- (1)～(3) 略

## こども・健康部

- (1) 保健衛生及び健康増進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関すること。

## 産業建設部

- (1)～(4) 略
- (5) 商、工業に関すること。
- (6) 錦海塩田跡地に関すること。
- (7) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)
- (8) 文化財の保護に関すること。
- (9) 観光に関すること。

(12) 観光に関すること。

(13) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)

(14) 文化財の保護に関すること。

(15) スポーツ観光事業との連携及び調整に関すること。

## 市民部

- (1)～(4) 略

(5) 市税その他諸徴収金の滞納対策に関すること。

(6) ダイバーシティ社会の推進に関すること。

## 環境部

- (1)～(5) 略

## 健康福祉部

- (1)～(3) 略

(4) 保健衛生及び健康増進に関すること。

## こども未来部

- (1) 子育て支援・子ども政策に関すること。
- (2) こども家庭センターに関すること。
- (3) 保育園・こども園に関すること。

## 産業建設部

- (1)～(4) 略
- (5) 錦海塩田跡地に関すること。

上下水道部  
(1) 略

上下水道部  
(1) 略

瀬戸内市自治基本条例審議会条例(平成29年瀬戸内市条例第27号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部企画振興課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>成長戦略部</u> において処理する。

瀬戸内市総合計画審議会条例(平成17年瀬戸内市条例第8号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部企画振興課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>成長戦略部</u> において処理する。

瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例(令和7年瀬戸内市条例第3号)新旧対照表(第4条関係)

現行	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>ダイバーシティ推進室</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民部</u> において処理する。

瀬戸内市文化財保護審議会条例(令和2年瀬戸内市条例第2号)新旧対照表(第5条関係)

現行	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>産業建設部文化観光課</u> において行う。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>成長戦略部</u> において行う。

瀬戸内市災害弔慰金等支給審査委員会条例(令和元年瀬戸内市条例第33号)新旧対照表(第6条関係)

現行	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>福祉部福祉課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。

瀬戸内市総合保健福祉計画策定委員会設置条例(平成17年瀬戸内市条例第13号)新旧対照表(第7条関係)

現行	改正後
(庶務) 第11条 委員会の庶務は <u>福祉部福祉課社会福祉係</u> において処理し、専門部会の庶務は次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する福祉部及びこども・健康部の課等において処理する。 (1) <u>地域福祉計画専門部会 福祉課社会福祉係</u> (2) <u>障害者計画専門部会 福祉課障害福祉係</u> (3) <u>高齢者福祉計画専門部会 いきいき長寿課高齢者支援係</u> (4) <u>介護保険事業計画専門部会 いきいき長寿課介護保険係</u> (5) <u>次世代育成支援地域行動計画専門部会 こども家庭課こ</u>	(庶務) 第11条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部及びこども未来部</u> において処理する。

ども政策係

(6) 健康増進計画専門部会 健康づくり推進課健康推進係

瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成25年瀬戸内市条例第32号)新旧対照表(第8条関係)

現行	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>こども・健康部こども家庭課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>こども未来部</u>において処理する。</p>

瀬戸内市老人ホーム入所判定委員会条例(平成25年瀬戸内市条例第11号)新旧対照表(第9条関係)

現行	改正後
<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 委員会は、委員6人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>いきいき長寿課長</u></p> <p>(6) <u>社会福祉主事又は老人福祉担当職員</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 委員会は、委員6人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>市職員</u></p> <p>2及び3 略</p>

瀬戸内市介護保険事業計画等策定委員会条例(平成20年瀬戸内市条例第36号)新旧対照表(第10条関係)

現行	改正後

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部いきいき長寿課において処理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

瀬戸内市予防接種健康被害調査委員会条例(平成25年瀬戸内市条例第40号)新旧対照表(第11条関係)

現行	改正後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>こども・健康部健康づくり推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。